

## 新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

### 【重点施策3について】

国民 ID 制度の整備については大賛成です。既存の住基ネットの仕組みを利用し、プライバシー保護のため「セクトラル方式(オーストリア方式)」による国民 ID の仕組みを構築していただきたいと思います。

ただし、「自己に関する情報の活用について、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備する」は、決して望ましいものではありません。

「自己に関する情報の活用について、(公共の福祉に反しない範囲において)本人が確認できる制度及び仕組み」とすべきです。

(理由)

プライバシー権を、「自己情報コントロール権」とあるという説は、裁判で公式に認められていないが、日本では通説であり、多くの学者、法曹関係者が支持していることは周知の通りであります。

しかし、世界的にみると、自己情報コントロール権＝プライバシー権という考え方は主流ではなく、むしろ異説に近いものです。(詳細は、青柳武彦『情報化時代のプライバシー研究』をご参照ください)

また、周知のとおり、行政機関がその業務のために行う個人情報の収集、蓄積、利用はプライバシーの侵害になりません。

たとえば、国税庁による個人の資産や所得の把握は国を維持するためには必須であります。

仮に、政府が保有する情報について自己情報コントロール権を認めた場合、どこまで利用拒否、情報修正を認めるかが問題になり、また、その行政コストも多大なものとなることが予想されます。(犯罪者が警察の持つ情報の修正を要求した場合、どのような手続になるのでしょうか？ また犯罪捜査中の自己データの開示、修正要求はどうなるのでしょうか)

公共の利益は、プライバシー権に優先します。一般的にプライバシー権の根拠は憲法 13 条であるというのが一般的だと思いますが、そこには「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。

プライバシー保護は重要ですが、最高裁も認めていない、自己情報コントロール権を、政府自らが認めるような施策を進めることは、将来に禍根を残します。

以上